

令和2年度第1回仙台市外郭団体経営検討委員会

(令和2年8月5日開催)

議事概要

1	日 時	令和2年8月5日 (水) 10:00～10:56
2	場 所	仙台市役所本庁舎5階第1会議室
3	出席委員	橋本潤子委員長、大泉裕一委員、西村一幸委員
4	欠席委員	なし
5	事 務 局	総務局総務部長、同部行政経営課長、同部行政経営課行政経営係長、同部行政経営課主事
6	該当団体	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長、同課企画財務係長、 (市より健康福祉局地域福祉部社会課長、同課地域福祉係長、同課主事も同席)
7	次 第	1 議 題 外郭団体の経営状況について (付議案件なし) 2 その他 ・社会福祉法人仙台市社会福祉協議会の経営状況について (報告)
8	会議資料	次第 仙台市外郭団体経営検討委員会設置要綱 仙台市外郭団体経営検討委員会付議要件 仙台市外郭団体経営検討委員会付議要件該当状況 令和2年度仙台市外郭団体経営検討委員会報告団体決算資料 (仙台市社会福祉協議会) 仙台市外郭団体の経営状況の評価結果 (平成30年度決算) 仙台市外郭団体の経営状況の評価結果 (平成29年度決算)

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

皆様、おはようございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第1回仙台市外郭団体経営検討委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、仙台市総務局総務部長、松川より一言ご挨拶を申し上げます。

事務局（総務局総務部長）

皆様、おはようございます。

本日も皆様にマスクを着用していただいておりますが、感染対策、お疲れ様でございます。新型コロナウイルス感染症の影響というのは各所にありますし、我々の方も感染予防については非常に気を使うといいますか、常に気にしながらやっているところでございますので、このままマスク着用で失礼いたします。

本日は8月5日ですので、本来でしたら明日から七夕まつりということで、街中にぎわいがあるところだと思うのですが、ご覧のとおり、人出も少ない感じになっております。ぜひとも来年は正常な形できたらと思いますし、また、そのためにも、我々市役所、それから市役所が協力して取り組んでいる外郭団体の経営健全化が働いていくって、元気なまちになることを願っております。

そのためにも、皆様から忌憚のないご意見をいただき、経営の健全化につなげてまいりたいと思

いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

ここからは、橋本委員長に会議の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

橋本委員長

それでは、ただいまから本年度の第1回外郭団体経営検討委員会を開催いたします。

まず、事務局に人事異動があったと聞いておりますので、ご紹介をお願いいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

申し遅れましたが、行政経営課の行政経営係長をしております八重畠と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

当委員会は今年度初めての集まりでございますので、私から簡単に人事異動後の事務局職員について紹介させていただきます。

まず、先ほどご挨拶いたしました総務部長の松川でございます。

事務局（総務局総務部長）

よろしくお願ひします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

行政経営課長の北野でございます。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

北野でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

同じく、行政経営課主事の近藤でございます。

事務局（総務局総務部行政経営課主事）

近藤です。よろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

また、本日は経営状況等に関する質疑、応答の円滑化を図るために、団体所管課及び該当団体からも職員が出席しておりますので、併せて紹介させていただきます。

初めに、仙台市健康福祉局社会課長の西山でございます。

健康福祉局地域福祉部社会課長

西山です。よろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

同じく、社会課地域福祉係長の五十嵐でございます。

健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係長

五十嵐です。よろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

社会課地域福祉係主事の横内でございます。

健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係主事

横内です。よろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

次に、仙台市社会福祉協議会財務課長の西崎様でございます。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

西崎でございます。本日はお世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

同じく、財務課企画財務係長の菊地様でございます。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

菊地です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課行政経営係長）

職員の紹介は以上でございます。

当委員会につきましては、外郭団体の経営状況をつまびらかにし、この場でいただいたご意見を取り入れながら、経営の健全性確保に取り組んでいくことを目的にしたものですので、本日は何とぞ慎重にご議論くださいますよう、お願ひいたします。

私からは以上でございます。

橋本委員長

傍聴の方はいらっしゃらないということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

1 議題 外郭団体の経営状況について（付議案件なし）

橋本委員長

それでは最初に、本日の議事録に署名していただく委員を指名したいと思います。出席された委員の五十音順ですので、今回は大泉委員にお願いしたいと思います。

大泉委員

はい。

橋本委員長

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、各外郭団体の令和元年度決算について、本委員会で定めた付議要件に該当するか否かを事前に事務局で確認していただいた結果、今回は該当する団体が無かったとのことですので、議題に係る案件は無しということで、報告事項等に移りたいと思います。

2 その他

・社会福祉法人仙台市社会福祉協議会の経営状況について（報告）

橋本委員長

昨年度に付議要件に該当し、その後の改善状況を本年度の委員会で報告いただくこととしておりました仙台市社会福祉協議会の状況について、事務局及び外郭団体からご説明願います。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

お手元の資料のうち、「仙台市外郭団体の経営状況の評価結果」ということで、平成30年度決算の資料をご覧いただきたいと思います。

昨年度につきましては、付議要件該当団体の全てにつきまして、著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体という評価結果をいただいてございます。その中で、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会につきましては、赤字となった主な原因である賞与引当金を除いても、経常損益が一定程度赤字であることから、来年度に改善状況の報告を求めるとの意見をいただいておりました。

つきましては今回、次第のその他ということで、付議要件には該当していないというところですが、昨年度の決算の状況等につきまして、社会福祉協議会様よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

事業活動計算書、法人全体となっている資料をご覧ください。

経常増減差額ですが、「サービス活動増減の部」の「サービス活動増減差額」をご覧ください。平成30年度は、1億550万6千円のマイナスとなったことで付議事項となったものでございます。原因につきましては、大きく8,000万円ほどの賞与引当金を計上したことによる影響ということで説明をさせていただいたところでございます。これが平準化されるというご説明をさせていただいたのですが、令和元年度の決算額につきましては、マイナスの583万4千円で、平成30年度との差額が9,967万2千円となっており、改善しているということでお示しできるかと思います。これにより、賞与引当金による影響が平準化されたものとご説明させていただきます。

しかしながら、マイナスの状態が改善したわけではございません。この点につきご説明をさせていただきたいと思います。

「サービス活動増減の部」の収益を見ますと、補助金と受託金収入がサービス活動収益全体の80%以上を占めており、また費用は、人件費が7割を超えるという労働集約型の事業体でございます。

法人全体の事業活動計算書は、法人運営事業、地域活動推進事業等の17の拠点区分を合算したものでございます。「サービス活動増減の部」で、収入されていない、支出されているものがございます。「繰越活動増減差額の部」に、基金取崩額とその他積立金取崩額という項目がございますが、基金、積立金を取り崩した額を、「サービス活動増減の部」の「費用」のところで、事業費とか、助成金支出で支出されている構造になっており、マイナスが出やすい構造でございます。

また、拠点区分のうち、介護保険における通所介護事業のサービス活動増減差額は、マイナスの1,618万円となっており、マイナスの主な要因ということができるかと思います。

もう一点、昨年度ご指摘いただきました徴収不能引当金につきましては、社会福祉法人会計基準において、本会が徴収不能引当金と計上することは可能でございますが、計上のルールを定めることに関して結論が出ず、継続検討中ということになってございます。

平成27年に合併しましたが、合併以前は各区に社会福祉協議会がございまして、単位ごとで貸付け事業を行っていました。古くからのものもございますので、何をもって徴収不能とするのか、また徴収不能の場合、原資につきましては仙台市にご負担いただいておりますので、徴収不能とした部分を本会が負担するのか、仙台市の補填をいただけるのかの取り決めがまずは必要ではないかということで、仙台市の担当課とは継続してお話をさせていただいておるのですが、話が進まないこともあります。まだ計上できていないという現状でございます。

橋本委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。西村委員、お願いします。

西村委員

本日の委員会に向け事前に何点か質問させていただき、回答もいただいておりましたが、2点ほど、確認させていただきたい点がございます。

1点目ですが、長期貸付金の今後の回収予定・回収方針を教えてくださいという質問をしたところ、「回収のルールを決め、督促している。回収対象者は、おおむね返済期限が直近の返済日から10年未満の債権で回収が見込めるものである」という回答をいただきました。さらに、長期貸付金の大半を占めているのが社会福祉資金と入学準備金ということで、添付書類として社会福祉資金・入学準備金貸付マニュアルといったものを頂いております。

作成者が福祉団体係となっておりますが、マニュアルの策定・運用をしているのは仙台市側なのでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

仙台市社会福祉協議会の福祉団体係（貸し付けの担当係）です。

西村委員

分かりました。

原資は仙台市拠出のものであるため、徴収不能の処理を行うか、また対象者をどうするか等について検討中との回答をいただいております。

貸付マニュアルにおいて返済期間は最長30カ月と決まっていますので、引き当て対象としては、30カ月を過ぎていれば全て対象にすべきと考えます。どの程度の率で引き当てていくかについて、実態に応じた検討が必要になると思いますので、よろしくお願ひします。

貸倒引当金について、誤解しないでいただきたい点があります。徴収不能処理をしてくださいと言っているのではなく、会計上、貸倒引当金を計上してくださいというお願ひをしています。徴収不能処理となると、引当金を計上せずに直接処理をすることになると思いますが、まずは、会計上、引当金の計上をお願いしたいという話でございます。

次に2点目ですが、法人税、住民税及び事業税について、経常増減差額や税引前当期活動増減差額の水準からして、未納税金の重要性が乏しいとは言えないレベルになっており、発生額も少額とは言えないレベルだと思います。つまり、重要性の原則が適用されないのではないかということから、未払計上をすべきと思います。この点質問をさせていただいたところ、消費税の確定及びサービス区分への按分計上を経て法人税等を確定させるまでには相当の工数や時間を要するため、監事監査の前に法人税額の確定計上まで行うことは困難であり、また、社会福祉法人会計上、未払法人税等の計上は強制されていないことからも、従前より納付時に計上していると回答いただいております。

確認ですが、実際は消費税も法人税も税理士法人に依頼しており、税理士法人と打ち合わせをしていただけると、より早く税金計算をしてもらえるのではないかと考えます。また、日程の都合はあると思いますが、監事監査の日程を後にずらすことなどはできないのでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

日程については、5月の連休頃に、各事業の報告が上がってきて、我々で計算して決算額を決め、税理士さんが消費税の計算に取り掛かるという流れで、資料として表を社会課さんに出していると思うのですが、収益に係る事業を抜き出して色々と計算していく、など、諸々の作業があり、確定するのが5月中旬くらいになります。協議会を6月中に開いて、その前に理事会を開いてなど、

諸々の予定を逆算していくと、その次の週には監査を開かなくてはいけない。また、1週間くらい前には資料を配布しなければいけないとか、決算書をコピー機で我々が作るといったことなどもあります。監査の前に決算書を仕上げなくてはいけないとなると、消費税までは未払いに計上する数字を載せられるのですが、5月の20日前後に監査会を開くため、法人税について間に合わないという人的な課題があります。決算書を早めに仕上げればいいのですが、4月の最後の週に地域から補助事業の精算が上がってきたりなど、最終的に5月の連休中に一気にやってという感じになってしまっています。

全体的に決算のスケジュールを早めるとなると、地域の皆さんにも、地域にお金、助成金を渡したり、その結果で補助金を市に返したりといったことなどがあるため、地域の皆さんも、そんなに早く資料ができるとか、3月も実際に活動をやっているのに数が決められないとか、事務手続き上の話まで及ぶので、事情をきちんと説明しながらやっていくという手法で、職員のほうも、日々、数を把握して、全体で早めに進めるようにすることになると思います。

2点目の監査の日程については、逆算していくと、その時期にしなくてはいけないというところがあります。会計上の理由ではなく、全て日程上の理由で決められているようなところが現実的 있습니다。

西村委員

状況は理解いたしました。

社会福祉法人の会計上、未払法人税等の計上を強制されていないといった回答をいただきましたが、原則は未払計上すべきです。「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」の中で、重要性の原則の適用について説明があり、重要性が乏しいもの、あるいは毎会計年度、経常的に発生し、その発生額が少額の場合に限っては、実務上の負担を考慮し、例外的に未払計上しないということを認めているだけです。

未払計上が強制されていないわけではございません。

重要性の原則については、「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」の中で詳しく書かれています。重要性が乏しい場合とは、財務諸表の利用者が社会福祉法人の状況等に関する判断を誤らない程度に重要性がないことを意味するとあります。これは税効果ですので、具体的には事業活動計算書の法人税等調整額が対象になりますが、当期活動増減差額に与える影響などから判断するという例示がされております。法人税等の調整額は、法人税等を調整する項目ですので、法人税等についても同様に考えることができます。重要性の指標の一つとして、このようなものがあります。

当期活動増減差額が大きければ問題ないですが、少ない場合は法人税等が目立ち、重要性が出てきます。

今後、当期の増減差額が数百万単位で続いていると、重要性が無いとは言えないことになります。

事務的に日程が非常に厳しいのかもしれません、原則論として、会計上はこのようルールがあります。

また、より規模の大きい全国社会福祉協議会では未払計上しています。地区の担当者が苦慮すると思いますが、早めているのだろうと推察されます。地方の社会福祉協議会でできないということはないのではないかと思いますが、精算作業は大変ですので、できればやっていただきたいと思っております。

貸倒引当金や法人税等が費用化されると、決算書の数字が変わることになり、判断の基が変わりますので、何とかしていただきたいと考えています。正しい決算書で判断できるようにしていただければ、委員会評価から外すことができると思います。

今は判断できかねる状況です。貸倒引当金が計上されていないことによって、隠れ費用がある点が問題だらうと思います。個人的には、この点をなんとかしていただけるまでは、継続的に報告していただきたいと思っています。

次に、この場での質問になりますが、ひとり親の家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金として、今回、2,600万円ほど仙台市から收受していますが、貸借対照表を見ると貸付額の増減が300万円位しかありません。この差額はどのようになるのでしょうか。交付決定されているということは、事業展開するということだと思いますが、実行が遅れているということでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

実態としては、貸し付けは確かに、30年度に500万円、元年度に300万円計上となっております。原資として、額がどのような水準で、ルールでできてるかというのは、財務課のほうでは把握しておらず、所管課のほうで、確認させていただければと思います。

西村委員

タイムラグはあるにしても、2,600万円の交付決定があるわけなので、いずれは2,600万円を貸し付けるということで間違いないですか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

申し込みがあれば貸し付けるということで、最初から決まっていてやるものではないので、原資として、補助金が交付されて、申し込みがあれば実行するという性格の事業と思います。

橋本委員長

そのほか、いかがでしょうか。大泉委員、お願いします。

大泉委員

引当金の計上基準について、まだ検討中というお話ですが、社会福祉協議会だけではなく、やはり市とも協議しないとなかなか整理できないものなのでしょうか。それから、検討の進捗状況を教えてください。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

所管課と仙台市の方では、毎年、徴収不能引当金についてどうするか、また、制度自体が役目を終えつつあるのではないかといった話も出ているとのことです。会計上、整理するというのは、やらなくてはいけないとずっと言っています。会計基準で決まっているんだから、計上しなさいと言われているのですが、制度も含めて、今後どうするかについて、所管課と話をしている状況です。実態として住所を追えないような方もいるので、引当計上しなければいけないところですが、実際にどうするのかというところまで、詰められていないと聞いております。事業整理については何年も前から言っていることなので、分かっているのですが、整理自体と、会計上のルールと、実際に回収をしていく対象の人と、全部含めて検討中になっております。

大泉委員

分かりました。

もう一点確認させてください。引当金明細書の増減の内訳について、期首残高と当期減少額が同じ金額になり、当期増加額と期末残高が同じになるパターンが一般的かと思います。中間決算のときに、引当金を立てて取り崩した分も一緒に入れてしまっているのでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課企画財務係長

会計のやり方として、最初に平成30年度から平成31年度の6月分の賞与の分の引当金だけを乗せました。令和元年度は中間で引き当てて、その後また乗せた分を計上しています。税理士にも確認したところ、手法としては間違ってはいないということでした。最初の期首残高が低いのは、6月

分だけ充てているためです。賞与の引き当ての事務の仕方などは、社会福祉法人の社協の仕訳の仕方とかを見ても、間違ってはいないですという、税理士の確認も取っています。

大泉委員

特に税金等に影響があるわけではないですが、違和感があったので、お聞きしました。

橋本委員長

よろしいですか。

大泉委員

はい。

西村委員

一点だけよろしいですか。

橋本委員長

西村委員、お願ひします。

西村委員

税理士さんがいいというお話は、期中の処理はそれで構わないということだと思います。しかし、公表する引当金明細書になりますので、内部管理として期中処理しているものと、公表で出す数字は違って構わないのだろうと思います。

公表するということは、利害関係者としては他の団体と比較をしたいということがあります。しかし、仙台市社会福祉協議会だけがオリジナルルールで計上してしまうと、比較ができなくなります。

通常は、先ほど大泉委員がおっしゃったとおりです。賞与引当金について、期首には3月までの部分を計上しているわけなので、6月に払ったときに全額取り崩し、差額は賞与支出としていくだけで構わないのでしょう。

その後12月に支給したときには、支給額全額を賞与支給として処理していただく。そこまでに内部上、繰り入れをしていますので、期末にまとめて繰り入れを相殺していただくと、内部的な処理と外部的な処理の整合性が取れ、期首の残高が目的使用に乗ると思います。引当金明細書上、公表するときには、期末に繰り入れるべき金額が当期の増加額になるのが本来の形です。内部では、月次や半期で繰り入れ計上して問題ないですが、公表のときは、その点を意識していただきたいです。

橋本委員長

私からも1点お伺いしたいと思います。

先ほど、通所介護事業でのマイナスが大きいと伺いましたが、通所介護事業者は今後増えていく傾向にあると思いますので、マイナスの部分は今後も膨らんでいく見込みと思ってよろしいのでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

6月期までの実績を見ますと、人件費の高いものを外して、低いものを入れて調整をして人件費を抑制し、利用者増に向けて取り組みを改めて、併設の施設と職員を兼務することによって人件費を抑制しながら利用者増につなげていって、前年度と比べると、状況は改善しているという状況でございます。このまま赤を積み重ねていくと、介護保険積立金を取り崩して、マイナスを大きくしていくような形になってしまうので、改善に向けて努力はさせていただいているところでございま

す。

橋本委員長

人件費を削ることは、結局はサービスの低下につながりかねない気もいたしますが、無尽蔵にかけるわけにもいかないということで、色々と工夫していただいているところだと思います。よろしくお願ひします。

会計上の表示や処理方法について様々な意見を申し上げましたが、事務的なキャパシティーもありますし、なかなか思っていてもできないことも多いかと思います。一応頭に入れていただき、今後ご対応いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

他にご意見などありますでしょうか。無ければ、本年度の審議は以上としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

西村委員

確認ですが、やはり貸倒引当金の問題は大きいので、これをクリアされるまでは継続して報告いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

橋本委員長

それは今、決めた方がよろしいでしょうか。それとも、仙台市社会福祉協議会さんにご退室いただいた後の方がよろしいでしょうか。ご説明だけ行っていただき、審議については、もし何かしら意見が付くようなものであればこちらの内輪だけで審議し、報告書を書くといった段取りになっています。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

はい。そのような取り扱いでお願ひしたいと思います。

～仙台市社会福祉協議会職員及び社会課職員　退室～

事務局（総務局総務部行政経営課長）

それでは、継続の報告をするかどうかといったところにつきまして、委員会としてご審議していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

橋本委員長

西村委員から継続的に報告いただきたいというお話がありましたが、いかがでしょうか。

大泉委員

それで構わないと思いますが、結局来期も計上していません、協議中ですということになると無駄足になってしまいますので、引当金の件に関しては、まず先に引き当ての計上基準などを作っていただかないと意味がないと思います。

橋本委員長

そうですね。ご報告いただきたいというお考えも分かるのですが、結局、この委員会で取り上げる団体について、上がってきたときに委員会としての意見を述べるというのがこの委員会の主な任務ですので、全体的に経営状況が良い方向に行っているかどうかの確認といったことはあるのですが、個別の会計処理については多少の問題などがある場合であっても、その後もずっとこちらが納

得するまでフォローするというのは、難しい気がします。

これまであまり深追いはしてこなかったように思いますし、そこまで責任を持つのはなかなか難しいと思います。また、当然何か悪ければ、また上がってきます。

仙台市が行政として外郭団体を見ていく上で、専門家の意見も欲しいということで、この委員会ができていると思いますので、市役所側から、そこまで言ってくださいというようなご要望があれば、当然今後もということは可能だと思いますが、私たちからそこまでのことをお願いしていいのか、疑問があります。いかがでしょうか。

大泉委員

責任という話になると、確かにその通りかと思います。基本的には、経営について検討する場であって、個別の会計処理について審議する場ではないということでしょうか。

橋本委員長

その通りだと思います。結局、意見も言いつ放しで、この委員会の責任もそこで終わっているところがありますが、各団体、全部きっちりしなくてはいけないというところまではとてもできませんし、そこまでの責任は持てない気がします。

西村委員

貸倒引当金の問題は、付議要件の1つに係わるので問題視しています。正しい基準で審議していくのであれば全く問題ないのですが、貸倒引当金を計上することによって、その要件を満たしかねないという問題です。個別の問題ではなく、結局その影響として、基準に影響するので何とかしてほしいということです。

橋本委員長

その基準もある意味、大くりな網掛けですので、去年は結局4団体とも経営上の問題ではないというような結論になりましたが、問題があるところを見落してしまう可能性がある方が心配なので、それはそれでいいのかと思います。

そういう意味では、他の団体でも同じようなケースはあると思うのです。可能な限りでの対応をお願いしましたが、おそらくそれも実質はなかなか厳しいところがあるのではないかと思います。

確かに、全ての団体が同じ基準できっちりやった上で、この会にかけられるのが一番いいのですが、こういう体制の中では、概括的であってもやむを得ない気がします。

事務局の方では、いかがでしょうか。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

ここまで会計上の必要性などのご意見をいただきましたので、それを踏まえて、どういう対応をするかというところにつきましては、今後、ご相談する必要があれば、ご報告させていただくということではいかがでしょうか。

橋本委員長

そのようなことでよろしいでしょうか。

西村委員

分かりました。

橋本委員長

大泉委員もよろしいでしょうか。

大泉委員

はい。

橋本委員長

では、あとは市の方にお任せし、委員会としては以後の継続的な報告を求めないということでお願いします。

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、審議は以上としたいと思います。

それでは、本年度においては付議対象となる団体が無く、報告事項の審議のみでございましたので、経営状況の評価に関する審議はございませんが、例年まとめております報告書については、付議対象団体が無かったということも含め、今年度の分もまとめるということでおよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、報告書については事務局で案を作っていただき、私と事務局で調整を行った上で、委員の皆様にご確認いただくということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは最後に、事務局から連絡事項等ございましたらお願ひいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

本日、委員会開催に当たりまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響はどうなのかというご質問をいただいておりましたので、現状をご説明させていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る各団体の影響につきましては、まだ先が見えていないところがかなり多く、可能性というようなところも含めてになりますが、収支への影響が想定し得るものについて、事務局から照会を一度かけさせていただいております。事業の中止で収入が減るのではないかとか、飛沫防止や消毒など、感染防止の経費が増加しているというような話を多くいただいているというところでございます。

現時点では、各所管課で必要な対応を各団体と協議をしているという段階でございます。特に、仙台市が密接に関わる指定管理の業務の関係でいえば、締結している協定書に基づいて、どのように負担するかということを決めていっているのですが、今回に関しては、その決めているリスク負担ではなく、別途協議ということで、定めがない事項として協議しているということでございます。基本的な管理経費に要する人件費や光熱水費、あるいは、先ほど言ったような感染防止に対する費用といったことにつきましては、指定管理については合理的な範囲で当然本市が負担するということになりますので、今、団体と協議を詰めているという段階でございます。

事務局としても、今後その協議の状況なども含めまして、具体的な影響がどうなるかということにつきましては、ヒアリングなどで把握してまいりたいと思っております。

その中で、年度末になるのか、来年の今時期になるのかということはあるのですが、またこの本委員会でお諮りいただくことになるかもしれませんので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

橋本委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、何かご質問等ありますでしょうか。西村委員、お願ひします。

西村委員

今回は結果的に付議要件に該当する団体は無かったわけですが、該当しそうな団体はあったのでしょうか。

事務局（総務局総務部行政経営課主事）

ぎりぎりだったとか、そういうことではなかったと認識しています。

西村委員

コロナの影響は多少あっても、来年は大丈夫そうということでしょうか。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

そこのコロナの影響というのが、少なくとも、この令和元年度に関しては、決算上は特段現れてこなかった状況です。現時点では、各団体も収支にどのくらいの影響があるのかというのは、多分つかみかねているという段階かと思っております。

橋本委員長

来年度は、蓋を開けてみないと分かりませんが、付議団体が結構な数になるのではないかと心配しております。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

要素としては十分にありますが、指定管理料であるとか、補助事業であるかという、財源の部分の整理がまだできていないというところです。

橋本委員長

そうですね、市の業務としてやっている部分についてはおそらく、そこまで影響は無いと思います。分かりました。

それでは、本年度の委員会はこれで終了とさせていただきます。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年度第1回 仙台市外郭団体経営検討委員会 議事概要

【署名】委員長

橋本潤子

議事概要署名委員

大泉裕一